

農林水產省經營局農地政策課 監修

農地六法



令和5年版

新日本法規

第一章 農地法関係

〔法 令〕

○農地法

(昭和二十七・七・一九)

改正
昭一八法・九四・法一二三、昭一五法・二
〇・法・八五・昭二法一・法二四八、昭
三・法六九・法七二・昭三法・三四、昭
一四〇・法一六一、昭三八法・三四、昭
九法・四、法一七〇、昭一四法一、昭
三法・〇〇、昭四五法八・法二三法・五五、
法五六、法七八、昭四六法・五〇・法二三〇、
昭四七法・五二、昭四九法・四三、昭五〇法・三
九、昭五三法・八七、昭四五法・五、昭五五法
六五、法六六・法七、昭六〇法九〇、昭
六一法・〇九、昭一二法六三、昭六三法・四
四、平元法・四五、平二法二・法・四四、平
三法七九、平五法・七〇・法七二・法八九、
平七法・七五、平一〇法・五六、法二三五、平
一一法・五〇、法七〇・法八七・法一六〇、
平二法・九、法一四三、平一三法三九、
法八〇、平一四法・三〇、平一六法八四、
法一二、法一四七・法一五一、平一七法
五三・法八七、平一九法・四八、平二〇法・八、
平二一法・五七、平三法・三五、法一〇五、
平二二法・五八、法一〇一、法一〇二、平二
法六四、法五、法六九、平一七法・五〇、
法六三、平一九法・四五、法四八、平三〇法

二三、令元法二二、令三法二四、令四法五
三、法五六・法六八
(令四法六八は未施行につき該当条文末尾
参照)

目次

第一章 総則(第一条—第二条の二)
第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条—第十五条)
第三章 利用関係の調整等(第十六条—第二十

九条)

第四章 遊休農地に関する措置(第三十条—第四十二条)

第五章 雜則(第四十三条—第六十三条の二)
第六章 罰則(第六十四条—第六十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有者が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げ

(定義)

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族(次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む)並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に從事するその他の二親等内の親族をいう。

一 疾病又は負傷による療養

二 就学

三 公選による公職への就任

四 その他農林水産省令で定める事由

この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社)(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものの限り。以下同じ。又は持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをい

う。

一 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他の農業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う森林水産省令で定めるもの、農業と併せて行う農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十七条の十第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。)であること。

る者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の株主又は社員となる前にこれららの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転第十三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

二 その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以

下同じ。）に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

本（前項各号に掲げる事由により一時にそこの法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にそこの法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下

「常時従事者」という。）

ヘ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つてゐる個人

ト その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十号）第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地

中間管理機構 地方公共団体、農業協同組合又は農業組合組織

三 その法人の常時従事者たる構成員（農事組合）にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。次号において同じ。）の数の過半を占めていること。

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用者（いすれも常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める

日数以上従事すると認められるものであることを。

四 前項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかを判定すべき基準は、農林水産省令で定める。

注 二項「農林水産省令」規一 三項「農林水産省令」規一ノハ 四項「農林水産省令」規九

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようになければならない。

第二章 権利移動及び転用の制限等

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 削除

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）が設定される場合

四 第四十一条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定される場合
五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
六 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合によつてこれらの権利が設定された、又は移転される場合
七 農地中間管理事業の推進に関する法律第十一条、農事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第十項の権利が設定され、又は移転される場合
九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十七条の規定による公告があつた所有権移転等

促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合
十 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十号）による民事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
十一 土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が收回され、又は使用される場合
十二 遺産の分割 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の二の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
十三 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出、農業經營基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合
十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業經營基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業（以下これらを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
十四の二 農地中間管理機構が、農林水産省令

で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の実施により農地中間管理権又は經營受託権（同法第八条第三項第三号に規定する經營受託権をいう。）を取得する場合
十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによって所有権を取得する場合
十六 その他の農林水産省令で定める場合
二 前項の許可は、各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行つ農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十五条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、

並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、質借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者は又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふと認められない場合

二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行ふ者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稻を通して耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率

常栽培する期間以外の期間稻以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

六 第一号に掲げる権利を取得しようとする者は又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

七 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は質借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

八 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は質貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

九 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

十 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執り行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率

（次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

十一 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

十二 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

十三 一項「政令」ハ令一「農林水産省令」ハ規二二、二二二項「政令」ハ令一「農林水産省令」ハ規一七（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消等）

第十三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は質借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告することができること。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率

的かつ総合的な利用の確保に支障が生じてゐる場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に當時従事していないと認める場合

農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

3 農業委員会は、前条第一項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃貸借が解除された場合は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。
(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条

に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条の規定による公報があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第一項の規定により作成された活性化計画(同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて農地を同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第九条第一項の規定による公報があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第五条第十項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

六 土地收回法その他の法律によつて收回し、又は使用した農地をその收回又は使用に係る目的に供する場合

七 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出、農地以外のものにする場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであると認められる場合に限る。）、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聽かなければならぬ。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、

第三項の規定により意見を述べるために必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聞くことができる。

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該當する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき。

7 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府

第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていいことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係るものにしようとするときその他政令で定める相手の事由があるときは、この限りでない。

8 一次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

ロ リに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内に

ある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）

（1）市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地政令で定める

（2）（1）の区域に隣接する区域その他の市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令

で定めるものに掲げる農地（同号ロ（1）に掲

（1）市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地政令で定める

があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていいことその他

農林水産省令で定める事由により、申請に係るものにしようとするときその他の

施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするこ

とにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場

合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 中請に係る農地を農地以外のものにするこ

とにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

六 申請に係る農地の農地以外のものにすることにその他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

七 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確實と認められないとき。

八 第一項の許可是、条件を付けてすることができる。